

農地中間管理事業事務手続マニュアル  
促進計画【一括方式・再転貸・契約変更】  
令和6年6月版



# 【手続き編】

# 目 次

## 【手続き編】

<b>I 事務手続きの基本方針</b>	1
<b>II 促進計画一括方式の手続き</b>	
1 貸貸及び借受申込書の提出	2
2 農用地利用集積等促進計画(案)の作成	2
3 農用地利用集積等促進計画(案)等の調印	3
4 農業委員会の意見聴取	4
5 利害関係人の意見聴取(地域計画区域外の場合のみ)	4
6 農用地利用集積等促進計画の作成・決定	4
7 農用地利用集積等促進計画の認可公告後の処理	4
農用地利用集積等促進計画一括方式による借入・貸付の事務手続き(フロー図)	5
<b>III 借受相手方未確定の場合の手続き</b>	
1 促進計画による借入の手続き	6
2 新集積計画による借入の手続き	6
3 借受不可と判断した場合の手続き	6
農地中間管理事業による借受相手方未確定の場合の事務手続(フロー図)	7
<b>IV 促進計画による機構貸付(再転貸)の手続き</b>	
1 農地中間管理事業借受申込書の提出	8
2 農用地利用集積等促進計画(案)の作成	8
3 農用地利用集積等促進計画(案)等の調印	8
4 農業委員会への意見聴取	9
5 利害関係人の意見聴取(地域計画区域外の場合のみ)	9
6 農用地利用集積等促進計画の作成・決定	9
7 農用地利用集積等促進計画の認可公告	10
農用地利用集積等促進計画による再転貸の事務手続き(フロー図)	11
<b>V 精算事務の手続き</b>	
貸借料の徴収及び支払い	12
農地中間管理事業による貸借料の精算事務手続(フロー図)	12
<b>VI 変更の手続き</b>	
1 変更内容の確認	13
2 契約内容変更届関係	13
3 貸借料の変更関係	14
4 解約を含む変更関係	16
農地中間管理事業の契約内容変更フローチャート	19
農地中間管理事業貸貸借変更申出に係る事務手続(フロー図)	20
農地中間管理事業貸貸借解約変更に係る事務手続(フロー図)	21
<b>VII 新集積計画一括方式の手続き</b>	
1 貸貸及び借受申込書の提出	22
2 新集積計画(案)の作成	22
3 新集積計画(案)等の調印	22
4 農業委員会への意見聴取	22
5 利害関係人の意見聴取	22
6 新集積計画(案)の同意、県への送付	22
農地中間管理事業による新集積計画一括方式の事務手続(フロー図)	23

## I 事務手続きの基本方針

平成26年度に創設された農地中間管理事業の事務手続き（借入・貸付）は、借入は市町村による農業経営基盤強化促進法（以下「基盤強化法」という。）に基づく農用地利用集積計画（以下「集積計画」という。）、貸付は機構による農地中間管理法に基づく農用地利用配分計画（以下「配分計画」という。）によるものとされていた。

令和元年の制度見直しにより、集積計画一括方式が創設され、借入・貸付の両方の手続きが市町村による集積計画のみで可能となったことから、新規の借入・貸付は集積計画一括方式、借受者の変更は配分計画を用いることとした。

その後、令和5年度の基盤強化法等の改正により、県による農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）が創設され、新規の借入・貸付、借受者の変更の両方が促進計画に統合されたことから、本事務手続きを定めた。

なお、令和3年の福島復興再生特別措置法（以下「特措法」という。）改正法施行により、県による作成が可能となった特措法に基づく促進計画の事務手続きに当たっては、本マニュアルの他、特措法、福島復興再生計画及び福島県農用地利用集積等促進事業事務取扱要領に基づき行う。

## Ⅱ 促進計画一括方式による借入・貸付の手続き

別紙フロー図参照 (P.5)

### 1 賃貸及び借受申込書の提出

- (1) 農用地等を貸したい所有者（以下「農地所有者」という。）は、該当農用地等が所在する市町村に、必要事項を記載した農地中間管理事業賃貸申込書（農地所有者用）（以下「申込書」という。）（促進借入 1 号・様式編 P.1）1 部を提出する。なお、未相続農用地等を利用権設定する場合は、農地利用集積等促進計画同意書（促進借入 1-1 号・様式編 P.3）及び相続関係説明図を添付するものとする。
- (2) 農用地等を借りたい者（以下「借受者」という。）は、該当農用地等が所在する市町村に、必要事項を記載した農地中間管理事業借受申込書（農地借受者用）（以下「申込書」という。）（促進貸付 1 号・様式編 P.13）1 部を提出する。
- (3) 市町村は、農地所有者及び借受者より申込のあった農用地等に関し、農業委員会と連携して地域計画や農地台帳と照合し、記載内容に不備がない場合は、当該申込書を受理するとともに、申込書のコピーを保管する。

### 2 農用地利用集積等促進計画(案)の作成

- (1) 市町村は、申込みのあった農用地等について、農用地利用集積等促進計画（案）一覧表（一括方式）（促進借入 2 号・様式編 P.4 及び促進貸付 2 号・様式編 P.15）（以下「一覧表」という。）を作成し、申込書とともに、公文（提出様式 1 号・様式編 P.27）に添付して機構に送付する。  
なお、貸付一覧表（促進貸付 2 号）の作成にあたっては、機構貸付先決定ルールに基づき、貸付先決定区分を確認した上で作成する。
- (2) 機構は、農地中間管理事業帳票作成システムを用いて農用地利用集積等促進計画（案）（促進借入 3 号・様式編 P.5 及び促進貸付 3 号・様式編 P.16）を作成する。その後、関係の農業協同組合（以下「JA」という。）へ、農地中間管理事業ファイル転送システムを利用して公文（提出様式 2 号・様式編 P.28）に一覧表及びその他必要な書類を添付して送付する。

(3) JA は、農地中間管理事業ファイル転送システムで送信された書類を受信し、農地中間管理事業帳票作成システムにより、借入契約の農用地利用集積等促進計画（案）（各筆明細原本 2 部、控え 1 部、農地中間管理事業の借入に係る共通事項（以下「共通事項（借入）」という。） 1 部）及び賃借料振込送金先指定書（1 部）を印刷（農地所有者に手数料の支払いが発生する場合は、貯金口座振替依頼書。ただし既存の 3 枚複写の同依頼書を使用する場合は印刷不要）する。

また、貸付契約の農用地利用集積等促進計画（案）（各筆明細原本 2 部、控え 1 部、農地中間管理事業の貸付に係る共通事項（以下「共通事項（転貸）」という。） 1 部）及び貯金口座振替依頼書を印刷する。

なお、JA が対応できない場合、機構は上記書類を郵送等により直接市町村へ送付する。

### 3 農用地利用集積等促進計画（案）等の調印

(1) JA は、市町村や機構等と協議の上、調印に係る日程調整等を行うとともに、当日は農地所有者及び借受者に対し、農用地利用集積等促進計画（案）や口座関係書類等の正確な記名押印を誘導する。その際、「農地中間管理機構からの重要なお知らせ」（促進借入 4 号・様式編 P.10 及び促進貸付 4 号・様式編 P.24）及び「機構関連事業に係るお知らせ（貸借期間が 15 年以上の契約に限る）」（促進借入 5 号・様式編 P.12 及び促進貸付 5 号・様式編 P.26）を用いて契約内容の確認を行うとともに、農地所有者には農用地利用集積等促進計画（案）の控え、共通事項（借入）及び手数料引き落とし該当者の貯金口座振替依頼書の控え、借受者には同計画（案）の控え、共通事項（転貸）及び賃料・手数料引き落とし該当者の貯金口座振替依頼書の控えを手交する。

なお、JA が対応出来ない場合は、市町村が機構と協議の上対応する。

(2) JA は、公文（提出様式 3 号・様式編 P.29）に調印した農用地利用集積等促進計画（案）や口座関係書類等を添付し、機構へ送付する。

なお、JA が対応出来ない場合は、市町村が機構へ送付する。

(3) 市町村は、公文（提出様式 3 号・様式編 P.29）に農地所有者及び借受者から同意（押印）を得た農用地利用集積等促進計画（案）、一覧表（農業委員会による貸付相手方の各種要件確認欄を入力したもの）、農業委員会の意見書の写し、口座関係書類を添付して機構へ送付する。

#### **4 農業委員会への意見聴取**

市町村は、農業委員会に対し、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見を求めるとともに、貸付相手方が全部耕作要件及び常時従事要件等を満たしているか否かについて意見を求める。（農委意見参考様式 1 号・様式編 P.31、農委意見参考様式 2 号・様式編 P.32）

#### **5 利害関係人の意見聴取（地域計画区域外の場合のみ）**

機構は、農用地利用集積等促進計画（案）について、様式（促進貸付 3-1 号・様式編 P.21）により機構のホームページ上で 1 週間掲載し、利害関係人の意見を求める。

掲載終了後機構は、（促進貸付 3-2 号・様式編 P.22）により意見概要及び意見に対する措置を取りまとめる。

#### **6 農用地利用集積等促進計画の作成・決定**

機構は、送付された農用地利用集積等促進計画（案）を決定し、公文（提出様式 4 号・様式編 P.30）に決定した農用地利用集積等促進計画の写し及び 3 の（2）（3）で送付された書類に利害関係人からの意見概要書類を添えて（地域計画区域外の場合のみ）県に認可申請する。

なお、地方自治法に基づき農用地利用集積等促進計画の認可及び公告に係る権限について、県から市町村へ移譲されている場合は、機構は市町村に認可申請する。

#### **7 農用地利用集積等促進計画の認可公告後の処理**

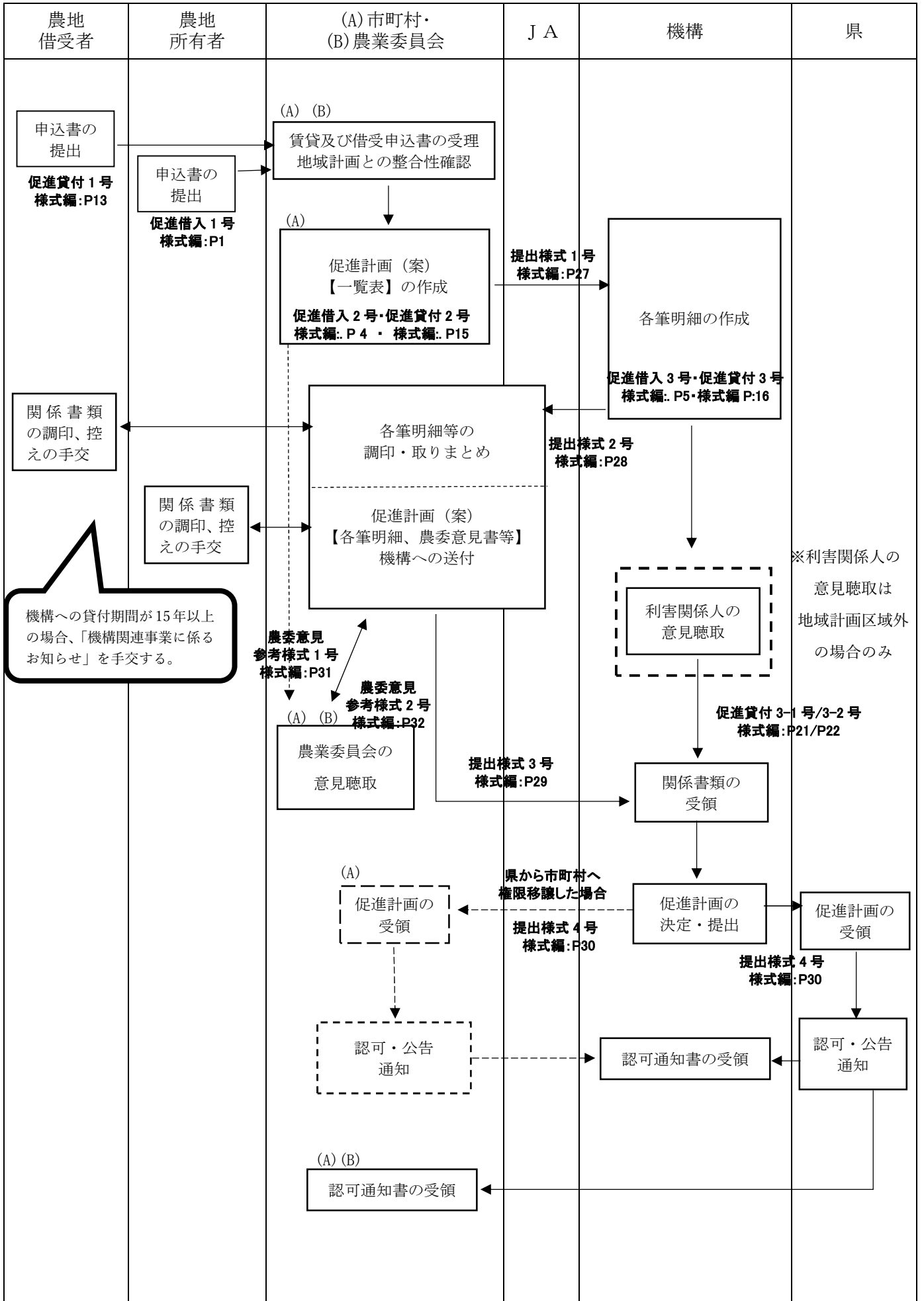
（1）農業委員会及び市町村は、県からの認可通知書及び農用地利用集積等促進計画の写しを受領する。

また、機構は、県からの認可通知書を受領する。

（2）地方自治法に基づき農用地利用集積等促進計画の認可及び公告に係る権限について、県から市町村へ移譲されている場合は、市町村は農業委員会へ認可通知書及び農用地利用集積等促進計画の写しを送付するとともに、機構へ認可通知書を送付する。



農用地利用集積等促進計画一括方式による借入・貸付の事務手続き



### Ⅲ 借受相手方未確定の場合の手続き

#### 1 促進計画による借入の手続き

##### (1) 貸貸申込書の提出

Ⅱの1を準用する。

##### (2) 促進計画(案)の作成

Ⅱの2を準用する。

##### (3) 促進計画(案)等の調印

Ⅱの3を準用する。

##### (4) 農業委員会への意見

Ⅱの4を準用する。

##### (5) 促進計画の作成・決定

Ⅱの6を準用する。

#### 2 新集積計画による借入の手続き

##### (1) 貸貸申込書の提出

Ⅶの1を準用する。

##### (2) 新集積計画(案)の作成

Ⅶの2を準用する。

##### (3) 新集積計画(案)等の調印

Ⅶの3を準用する。

##### (4) 農業委員会への意見

Ⅶの4を準用する。

##### (5) 新集積計画(案)の同意・県への送付

Ⅶの6を準用する。

#### 3 借入不可と判断した場合の手続き

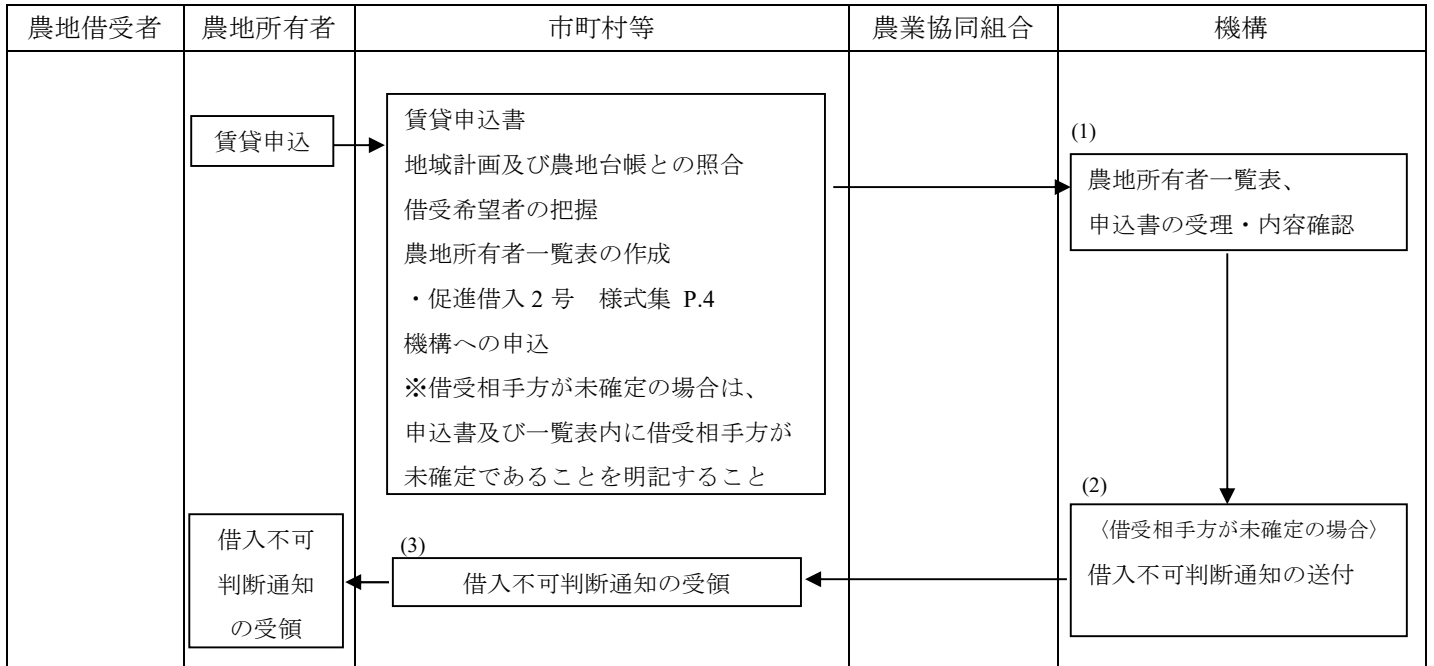
(1) 機構は、市町村から送付された申込書及び一覧表の記載内容に不備がない場合は、当該書類を受理する。

(2) 機構は、借受相手方が未確定な農地について借入不可と判断した場合は、借入不可判断通知(市町村長あて：参考様式1号・様式集 P.33、農

地所有者あて：参考様式2号・様式集 P.34) に当該農地の一覧表1部を添付し市町村へ送付する。

(3) 市町村は借入不可判断通知を受領するとともに、農地所有者に借入不可判断通知(参考様式2号)を送付する。

農地中間管理事業による借受相手方未確定の場合の事務手続き



## IV 農用地利用集積等促進計画による機構貸付(再転貸)手続き

別紙フロー図参照 (P.11)

### 1 農地中間管理事業借受申込書の提出

- (1) 借受者は、借受を希望する農用地等が所在する市町村に、必要事項を記載した農地中間管理事業借受申込書（農地借受者用）（促進貸付1号・様式編 P.13）1部を提出する。
- (2) 市町村は、借受者から申込みのあった農用地等に関し、農業委員会と連携して地域計画や農地台帳と照合し、記載内容に不備がない場合は、当該申込書を受理するとともに、申込書のコピーを保管する。

### 2 農用地利用集積等促進計画(案)の作成

- (1) 市町村は、機構貸付先決定ルールに基づき、貸付先決定区分を確認した上で、農用地利用集積等促進計画（案）一覧表（再転貸）（以下「再転貸一覧表」という。）（促進貸付2号・様式編 P.15）を作成し、申込書とともに、公文（提出様式1号・様式編 P.27）に添付して機構へ送付する。
- (2) 機構は、農地中間管理事業帳票作成システムを用いて農用地利用集積等促進計画（案）（促進貸付3号・様式編 P.16）を作成する。その後、JAへ、農地中間管理事業ファイル転送システムを利用して公文（提出様式2号・様式編 P.28）に再転貸一覧表及びその他必要な書類を添付して送付する。
- (3) JAは、農地中間管理事業ファイル転送システムで送信された書類を受信し、農地中間管理事業帳票作成システムを用いて、農用地利用集積等促進計画（案）（各筆明細原本2部、控え1部及び農地中間管理事業の転貸に係る共通事項1部）及び貯金口座振替依頼書を印刷する。  
なお、JAが対応できない場合、機構は上記書類を郵送等により直接市町村へ送付する。

### 3 農用地利用集積等促進計画(案)等の調印

- (1) JAは、市町村や機構等と協議の上、調印に係る日程調整等を行うとともに、当日は借受者に対し農用地利用集積等促進計画（案）や貯金口座振替依頼書等の正確な記名押印を誘導する。その際、「農地中間管理機

構からの重要なお知らせ」（促進貸付 4 号・様式編 P.24）及び「機構関連事業に係るお知らせ（貸借期間が 15 年以上の契約に限る）」（促進貸付 5 号・様式編 P.26）により、契約内容の確認を行うとともに、農用地利用集積等促進計画（案）の控え及び農地中間管理事業の転貸に係る共通事項を手交する。

なお、JA が対応できない場合は、機構と市町村が協議の上対応する。

(2) JA は、公文（提出様式 3 号・様式編 P.29）に調印した農用地利用集積等促進計画（案）や口座関係書類等を添付し、機構へ送付する。

なお、JA が対応出来ない場合は、市町村が機構へ送付する。

(3) 市町村は、公文（提出様式 3 号・様式編 P.29）に、調印した農用地利用集積等促進計画（案）、再転貸一覧表（農業委員会による貸付相手方の各種要件確認欄を入力したもの）、農業委員会の意見書の写し、貯金口座振替依頼書を添付して機構へ送付する。

#### **4 農業委員会への意見聴取**

市町村は、農業委員会に対し、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見を求めるとともに、貸付相手方が全部耕作要件及び常時従事要件等を満たしているか否かについて意見を求める。（農委意見参考様式 1 号・様式編 P.31、農委意見参考様式 2 号・様式編 P.32）

#### **5 利害関係人の意見聴取（地域計画区域外の場合のみ）**

機構は、農用地利用集積等促進計画（案）について、様式（促進貸付 3-1 号・様式編 P.21）により機構のホームページ上で 1 週間掲載し、利害関係人の意見を求める。

掲載終了後機構は、様式（促進貸付 3-2 号・様式編 P.22）により意見概要及び意見に対する措置を取りまとめる。

#### **6 農用地利用集積等促進計画の作成・決定**

機構は、送付された農用地利用集積等促進計画（案）を決定し、公文（提出様式 4 号・様式編 P.30）に決定した農用地利用集積等促進計画の写し及び 3 の（2）（3）で送付された書類に利害関係人からの意見概要書類を添えて（地域計画区域外の場合のみ）県に認可申請する。

なお、地方自治法に基づき農用地利用集積等促進計画の認可及び公告に係る権限について、県から市町村へ移譲されている場合は、機構は市町村に認可申請する。

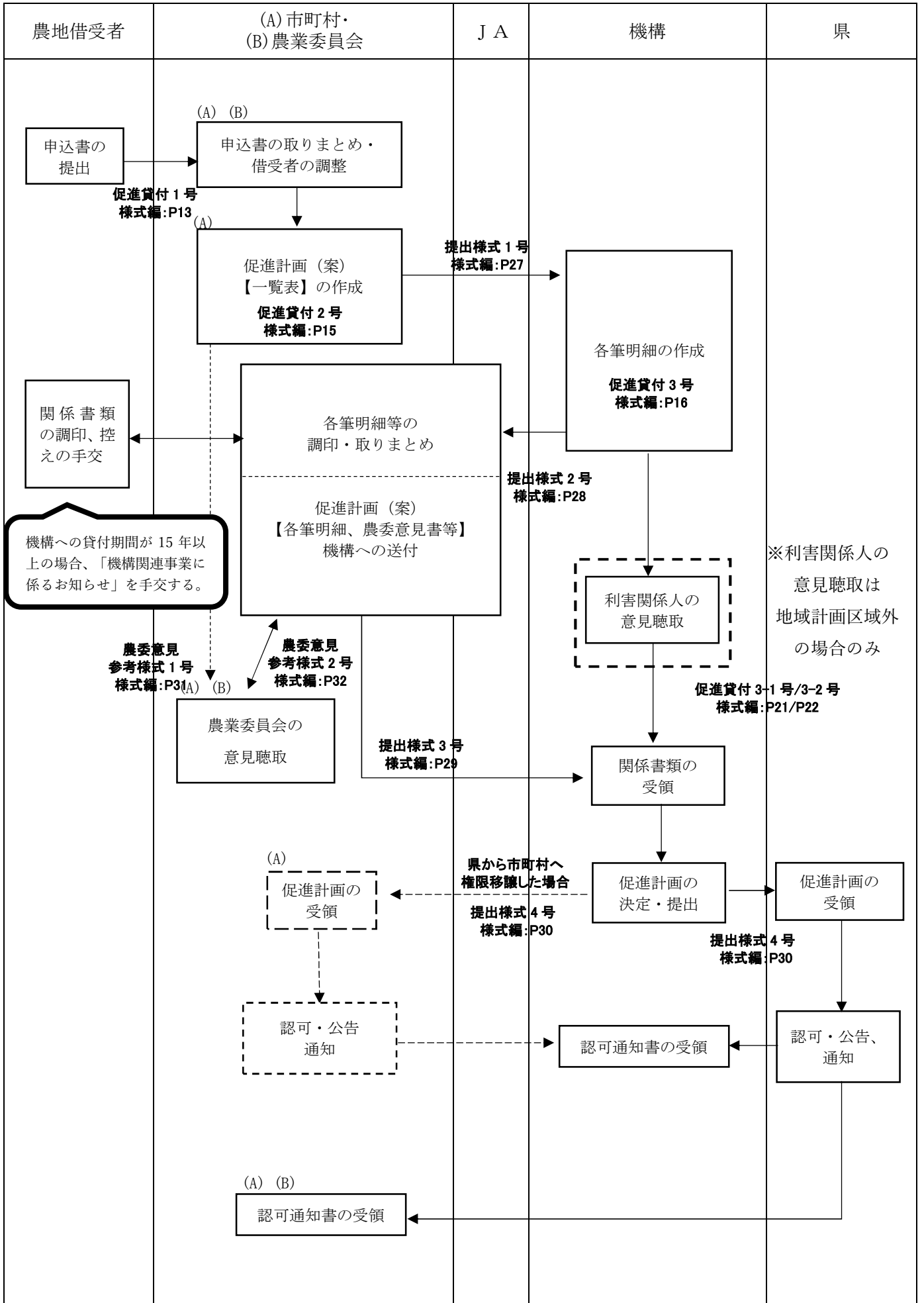
## **7 農用地利用集積等促進計画の認可公告後の処理**

(1) 農業委員会及び市町村は、県からの認可通知書及び農用地利用集積等促進計画の写しを受領する。

また、機構は、県からの認可通知書を受領する。

(2) 地方自治法に基づき農用地利用集積等促進計画の認可及び公告に係る権限について、県から市町村へ移譲されている場合は、市町村は農業委員会へ認可通知書及び農用地利用集積等促進計画の写しを送付するとともに、機構へ認可通知書を送付する。

## 農用地利用集積等促進計画による再転賃の事務手続き



## V 精算事務の手続き

### ○ 賃借料の徴収及び支払い

(1) 借受者は、毎年11月20日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、機構へ賃借料と機構が定める手数料の合計額を支払う（口座振替による）。

(2) 機構は、賃借料の受領を確認した後、領収書を借受者へ送付する。

(3) 機構は、毎年12月15日（金融機関休業日の場合は直前の営業日）に農地所有者へ、賃借料から機構が定める手数料を差し引いた額を支払う。

#### 農地中間管理事業による賃借料の精算事務手続





## VI 変更の手続き

### 1 変更内容の確認

(1) 農地所有者又は借受者より、賃貸借契約（解約含む）の変更の申入れがあったときは、市町村等は「農地中間管理事業の契約内容の変更フローチャート」から、「契約内容変更」（以下「軽微な変更」という。）又は「賃貸借変更」（以下「重要な変更」という。）のいずれの手続きに該当するか確認する。

その後、該当する手続きに基づき事務処理を行う。

(2) 農地所有者又は借受者のいずれか一方から、賃借料変更の申入れがあったときは、市町村等は関係者と利用調整を行い、「関係者が合意」した場合は、「3 賃借料の変更」の手続きを行う。

ただし、利用調整がまとまらない場合は、賃貸借契約の変更は行わない。

### 2 契約内容変更届関係

(1) 軽微な変更を希望する農地所有者又は借受者は、当該農地が所在する市町村等に必要事項を記載した農地中間管理事業の契約内容変更届（変更様式7号・様式集P.45）1部を提出する。

なお、変更項目が④（法人代表者）、⑤（契約名義）、⑥（口座番号又は口座名義）に該当する場合は、当該変更届に変更届裏面に記載した契約内容変更に係る必要書類を添付する。

(2) 添付書類について

ア 変更項目④

法人の代表者変更に伴う届出であるため、変更した登記事項証明書又はその写しを添付する。

イ 変更項目⑤

(ア) 農地所有者死亡や相続確定に伴う契約名義変更の届出を行う場合

a 相続登記が完了している場合は、相続登記後の土地の登記事項証明書又はその写しを添付する。

b 相続登記が行われていない場合は、原則契約者の法定相続人全員からの同意書（変更様式8号・様式集P.47）及び相続関係説明図

を添付する。ただし、公正証書遺言あるいは印鑑登録証明書付きの遺産分割協議書がある場合は、その提出をもって上記同意書及び相続関係説明図に代えることができる。

c 上記 a、b において、賃借料の送金先が変更となることから「賃借料振込送金先指定書」も併せて添付する。

(イ) 借受者死亡の場合  
添付書類は不要です。

#### ウ 変更項目⑥

(ア) 農地所有者が賃借料の送金先を変更する場合  
機構が定める「賃借料振込送金先指定書」を添付する。

この場合、契約者名義以外の者の口座を指定すると贈与税の対象になるので注意が必要である。

(イ) 借受者及び物納農地所有者が賃借料及び手数料の口座振替に利用している貯金口座を変更する場合

機構が定める「貯金口座振替依頼書」を添付する。

なお、機構が賃借料等を口座振替する金融機関は J Aバンクであるため、地方銀行、郵貯銀行等の指定はできない。

(3) 市町村等は、書類の不備がない場合は、関係書類一式をコピーし保管するとともに、機構に原本を送付する。

### 3 賃借料の変更関係

別紙フロー図参照 (P.20)

(1) 賃借料の変更を希望する農地所有者は、当該農地が所在する市町村等に、必要事項を記載した農地中間管理事業賃貸借変更申出書（農地所有者用）（以下「農地所有者用変更申出書」という。）（変更様式 2 号・様式集 P.36）1 部を市町村等に提出する。

地域計画、農用地利用改善組合、土地改良区等の地域での話し合いの単位で賃借料の変更を行う場合は、農地中間管理事業賃貸借変更申出書一覧表（農地所有者用）（以下「農地所有者用変更申出一覧表」という。）（変更様式 5-1 号・様式集 P.42）1 部を市町村等に提出する。

農地所有者用変更申出一覧表により賃借料の変更を行う場合、個人ごと小計欄の押印又はサインにより、変更に同意したものとみなす。

(2) 賃借料の変更を希望する借受者は、当該農地が所在する市町村等に、必要事項を記載した農地中間管理事業賃貸借変更申出書(借受者用)(以下「借受者用変更申出書」という。)(変更様式3号・様式集P.38)1部を市町村等に提出する。

地域計画、農用地利用改善組合、土地改良区等の地域での話し合いの単位で賃借料の変更を行う場合は、農地中間管理事業賃貸借変更申出書一覧表(借受者用)(以下「借受者用変更申出一覧表」という。)(変更様式6-1号・様式集P.44)1部を市町村等に提出する。

借受者用変更申出一覧表により賃借料の変更を行う場合、個人ごと小計欄の押印又はサインにより、変更に同意したものとみなす。

(3) 市町村は、賃借料の変更に係る一定条件を満たす場合は、申出があった農用地に関し、農業委員会と連携して農地台帳及び必要に応じて機構契約データを活用して照合し、記載内容を確認の上、当該申出書を受理するとともに、申出書をコピーし保管する。

なお、機構契約データの提供を求めるときは、機構の市町村方部担当者へ相談してください。

市町村等は、当該申出書の内容を農地中間管理事業賃貸借変更一覧表(農地所有者用)(以下「農地所有者用一覧表」という。)(変更様式5号・様式集P.41)農地中間管理事業賃貸借変更一覧表(借受者用)(以下「借受者用一覧表」という。)(変更様式6号・P.43)に取りまとめる。

(4) 市町村等は、公文(変更様式1号・様式集P.35)に取りまとめた各種変更申出書及び各種変更一覧表を各1部添付し、機構へ送付する。

(5) 機構は、市町村等から送付のあった協議書を受理する。

(6) 機構は、協議書の内容を確認するとともに、農地所有者用一覧表及び借受者用一覧表に機構の手数料情報を記入する。

(7) 機構は、協議回答書(変更様式4号・様式集P.40)に各種変更一覧表を添付して、市町村等へ送付する。

(8) 市町村等は、機構から送付のあった農地中間管理事業賃貸借変更申出

に係る協議回答書を受領する。

- (9) 市町村等は、農地中間管理事業賃貸借変更申出に係る協議回答結果を関係者へ周知を行う。ただし、関係者への周知方法は問わない。

#### 4 解約を含む変更関係

別紙フロー図 (P.21) 参照

- (1) 賃貸借契約の合意解約を希望する農地所有者は、当該農地が所在する市町村等に、必要事項を記載した農地中間管理事業賃貸借変更申出書(農地所有者用) (以下「農地所有者用変更申出書」という。) (変更様式 2号・様式集 P.36) 1部を市町村等に提出する。

地域計画、農用地利用改善組合、土地改良区等の地域での話し合いの単位で合意解約を行う場合は、農地中間管理事業賃貸借変更申出書一覧表(以下「農地所有者用変更申出一覧表」という。) (変更様式 5-1号・様式集 P.42) 1部を提出する。

農地所有者用変更申出一覧表により合意解約及び賃借料の変更を行う場合、個人ごと小計欄の押印又はサインにより合意解約及び変更に同意したものとみなす。

- (2) 賃貸借契約の合意解約を希望する借受者は、当該農地が所在する市町村等に、必要事項を記載した農地中間管理事業賃貸借変更申出書(借受者用) (以下「借受者用変更申出書」という。) (変更様式 3号・様式集 P.38) 1部を市町村等に提出する。

地域計画、農用地利用改善組合、土地改良区等の地域での話し合いの単位で合意解約を行う場合は、農地中間管理事業賃貸借変更申出書一覧表(以下「借受者用変更申出一覧表」という。) (変更様式 6-1号・様式集 P.44) 1部を提出する。

借受者用変更申出一覧表により合意解約及び賃借料の変更を行う場合、個人ごと小計欄の押印又はサインにより合意解約及び変更に同意したものとみなす。

- (3) 市町村等は、申出があった農用地に関し農業委員会と連携して農地台帳及び必要に応じて機構契約データを活用して照合し、記載内容に不備

がないことを確認する。

ア 市町村等は、当該申出書を受理するとともに、申出書をコピーし保管する。

イ 市町村等は、当該申出書の内容を農地所有者用農地中間管理事業賃貸借変更一覧表（農地所有者用）（以下「農地所有者用一覧表」という。）（変更様式 5 号・様式集 P.41）及び借受者用農地中間管理事業賃貸借変更一覧表（以下「借受者用一覧表」という。）（変更様式 6 号・P.43）に取りまとめる。

ウ 市町村等は、事前に解約の情報として、農地所有者用及び借受者用一覧表を機構へ提供する。

(4) 機構は、市町村等から解約情報の提供を受けたときは、機構の契約台帳との照合及び内容確認（解約理由等）を行い、やむを得ない場合は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書（以下「通知書」という。）（農地法関係事務処理の手引 様式第 4-9 号・様式集 p.48）1 部及び農地の賃貸借の合意解約書（以下「合意解約書」という。）（農地法関係事務処理の手引 様式第 4-10 号・様式集 p.50）2 部を作成し、市町村等へ送付する。

(5) 市町村等は、機構から送付された通知書及び合意解約書を関係者に送付し、同意が得られた場合は記名押印の上、市町村等に返送してもらう。

(6) 市町村等は、公文（変更様式 1 号・様式集 P.35）に取りまとめた通知書 1 部、合意解約書 2 部、各種変更申出書 1 部及び各種変更一覧表 1 部を添付し機構へ提出する。

(7) 機構は、市町村等から提出のあった合意解約書類及び協議書を受理する。

(8) 機構は提出があった協議書の内容を確認するとともに、農地所有者用一覧表及び借受者用一覧表に機構の手数料情報を記入する。

(9) 機構は、協議回答書（変更様式 4 号・様式集 P.40）に通知書及び合意解約書各 1 部並びに農地所有者用一覧表及び借受者用一覧表を添付して、市町村等へ送付する。

(10) 市町村等は、通知書及び合意解約書を受領する。

さらに、市町村は、通知書及び合意解約書の写しを農業委員会へ提出するとともに、合意解約書原本1部を関係者へ送付する。

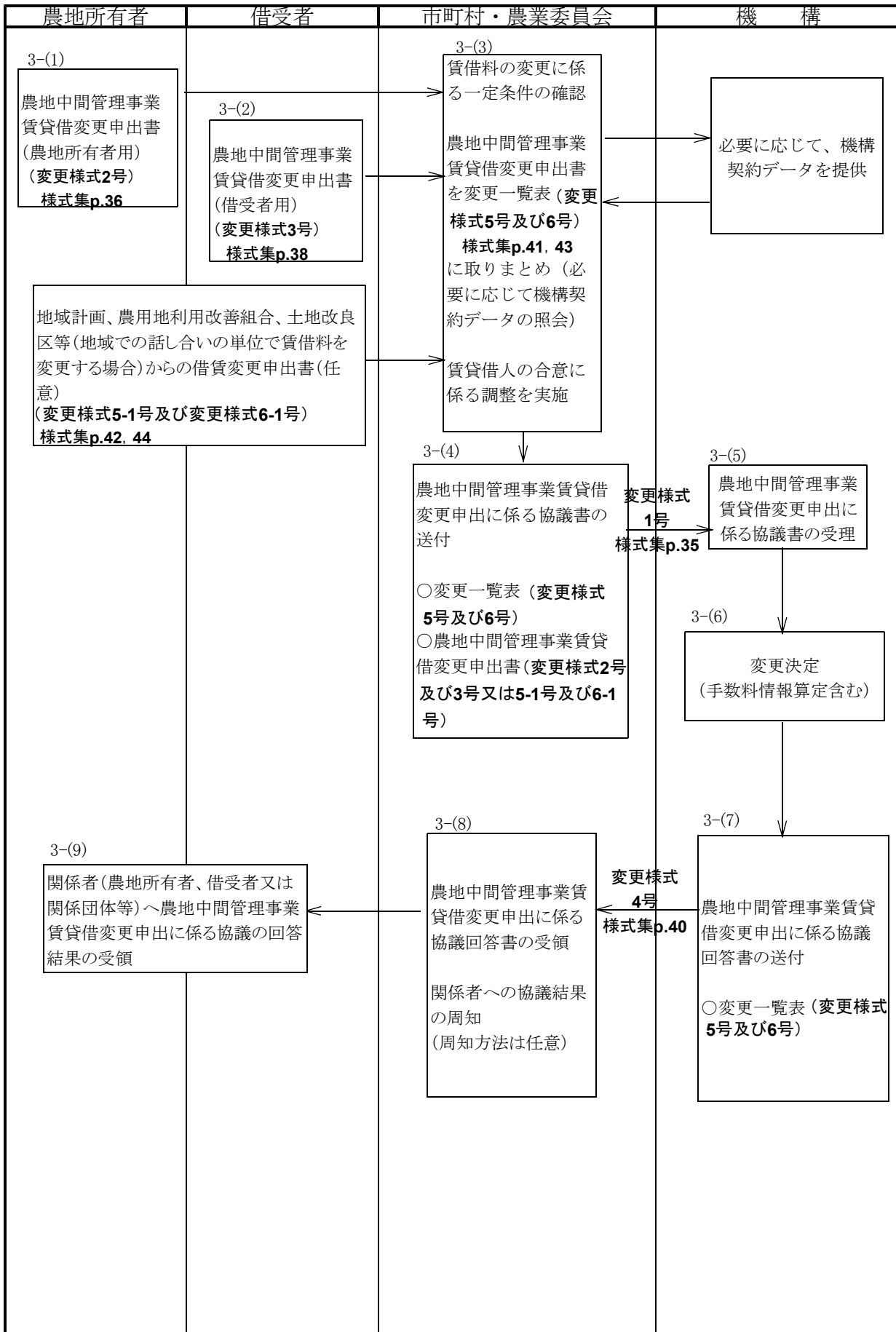
併せて、市町村等は、農地中間管理事業賃貸借変更申出に係る協議回答結果について関係者へ周知を行う。ただし、関係者への周知方法は、問わない。

(11) 合意解約の関係者は、合意解約書原本1部を受領する。

農地中間管理事業の契約内容変更フローチャート

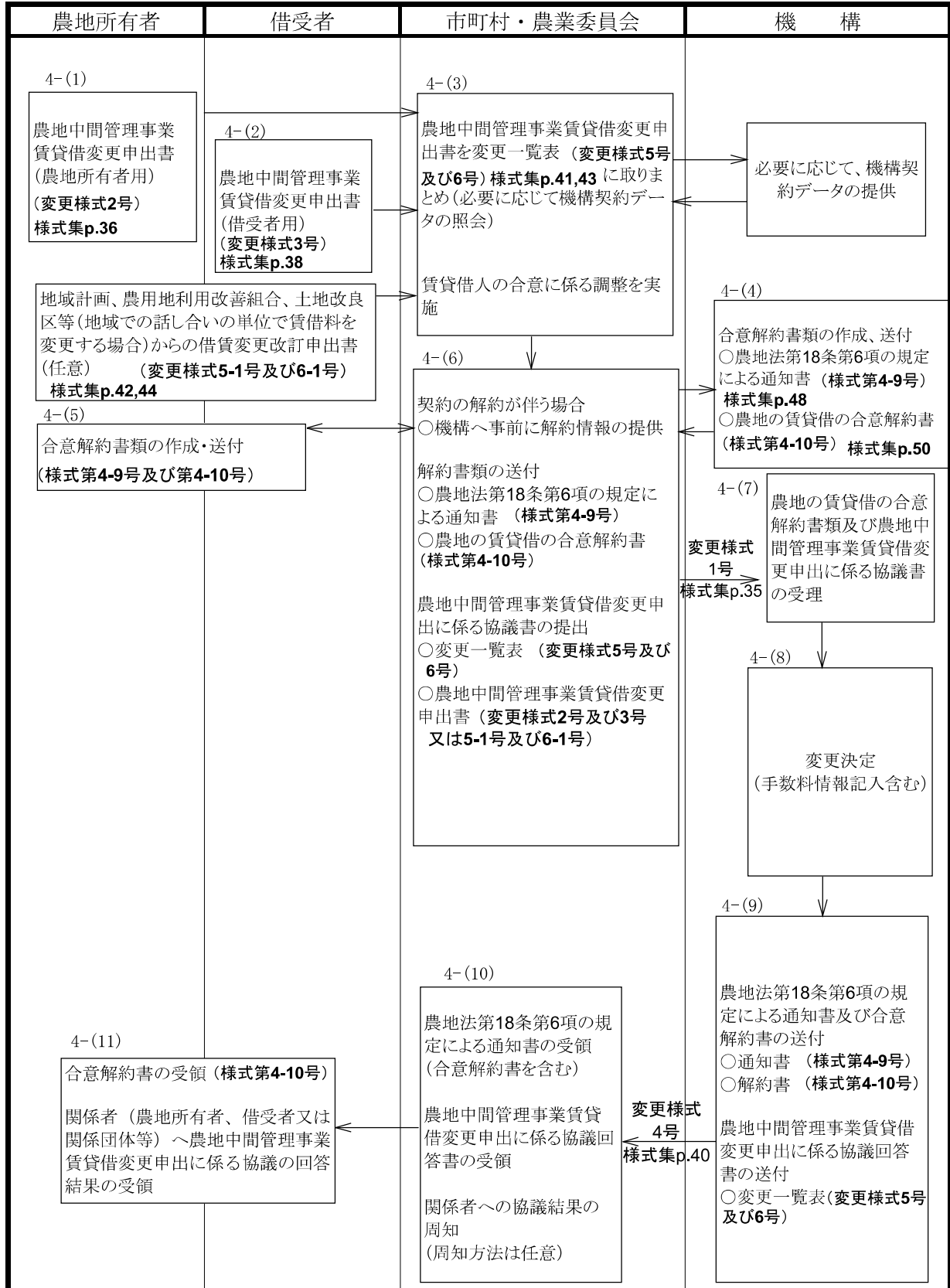
対象者	こんなとき	変更の内容		様式7号 変更項目	変更の手続き	添付書類	備考
		軽微な 変更	重要な 変更				
農地所有者 借受者	1 住所が変わったとき	○		①	-		
農地所有者 借受者	2 連絡先を変えたいとき	○		②③	-		
借受者	3 法人の代表者を変更したとき	○		④	-	代表者変更がわかる書類（登記事項証明書（法人用））	
農地所有者	4 農地所有者が死亡したとき	○		⑤	-	【相続登記が行われている場合】 ・ 相続したことを証する登記事項証明書原本又は写し等 【相続登記が行われていない場合】 ・ 法定相続人同意書（変更様式8号）	5 賃借料精算口座の変更が必要になります。
借受者	借受者が死亡したとき	○		⑤	-	-	
農地所有者 借受者	未相続で契約していたが相続登記したとき	○		⑤	-	相続したことを証する登記事項証明書原本又は写し等	農業者年金受給の場合
借受者	借受者が後継者に経営移譲するとき		○	⑤	機構へ個別にお問い合わせください。 「4 解約を含む変更関係」及び「IV農用地利用集積等促進計画による再転貸」の手続きが必要となります。		農業者年金受給に関係のない場合
農地所有者 借受者	5 賃借料精算口座を変更したいとき	○		⑥		【所有者の場合】 ・ 賃借料振込送金先指定書 【耕作者及び物納所有者の場合】 ・ 貯金口座振替依頼書	
農地所有者 借受者	6 その他	○		⑦			
農地所有者 借受者	7 賃借料を変更したいとき		○	-	「3 賃借料の変更関係」の手続きが必要となります。	「3 賃借料の変更関係」に記載の関係様式	
農地所有者 借受者	8 解約したいとき		○	-	「4 解約を含む変更関係」の手続きが必要となります。	「4 解約を含む変更関係」に記載の関係様式	

## 農地中間管理事業貸借変更申出に係る事務手続





## 農地中間管理事業貸借借解約変更に係る事務手続



## **VII 新集積計画一括方式の手続き**

別紙フロー図参照 (P.23)

### **1 貸貸及び借受申込書の提出**

Ⅱの1を準用する。

なお、「農地利用集積等促進計画」は「新集積計画」と読み替える。(以下同じ。)

### **2 新集積計画(案)の作成**

Ⅱの2を準用する。

なお、作成する各筆明細原本は1部とする。

### **3 新集積計画(案)等の調印**

Ⅱの3を準用する。

また、市町村は、公文(県要領様式第1号・様式集P.51)により農地所有者及び借受者から同意(押印)を得た新集積計画(案)等に農業委員会の意見書を添付して機構へ送付する。

### **4 農業委員会への意見聴取**

Ⅱの4を準用する。

### **5 利害関係人の意見聴取**

Ⅱの5を準用する。

なお、新集積計画については、地域計画の区域内・区域外に関わらず、利害関係人の意見聴取を行うものとする。

### **6 新集積計画(案)の同意、県への送付**

市町村から新集積計画(案)等の送付を受けた機構は、新集積計画(案)に同意(押印)するとともに1部写しを保存し、公文(県要領様式第2号・様式集P.52)により同意した新集積計画(案)及び市町村から送付された関係書類に、利害関係人からの意見概要を添えて県へ送付する。

新集積計画一括方式による借入・貸付の事務手続

